

○厚生労働省告示第百三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ八第三項第三号の規定に基づき、健康保険法第四十三条ノ八第三項第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成九年八月厚生省告示第百六十一号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。

平成十四年三月十八日

厚生労働大臣 坂口 力

第一号中「運動療法指導管理料」を「生活習慣病指導管理料」に改める。